

報告第12号

一般財団法人杉並区交流協会の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、  
一般財団法人杉並区交流協会の経営状況を別冊のとおり提出する。

令和8年5月22日

提出者 杉並区長 岸本 聡子

令和7年度  
事業報告書  
決算書

自 令和7（2025）年4月1日  
至 令和8（2026）年3月31日

一般財団法人 杉並区交流協会

## 目 次

令和7年度 事業報告書兼成果報告書	1
令和7年度 評議員会・理事会開催状況	11
令和7年度 決算書	17
令和7年度 決算監査報告書	23
一般財団法人杉並区交流協会定款	27

令和7年度

# 事業報告書兼成果報告書

自 令和7（2025）年4月1日

至 令和8（2026）年3月31日

一般財団法人 杉並区交流協会



# 1 在住外国人の支援に関する事業

事業名（会場）	概要・成果	参加者																																																																																																									
外国人のための知識と 体験セミナー 防災体験 杉並消防署訪問	在住外国人を対象に、起震車体験、初期消火、通報訓練などの防災体験を行った。 荻窪のエベレストインターナショナルスクール小学校6年生と、協会の日本語教室向けの2回行った。杉並消防署を訪問し、119 通報訓練、消火器取扱訓練、起震車体験、車両見学、防災課の防災講話を行った。共催：杉並消防署、杉並区防災課 <エベレストインターナショナルスクール児童向け> ・6月19日（木） 外国人：30人(全体55人) <在住外国人向け> ・11月13日（木） 外国人：32人（全体62人）	計117人 (内外国人 62人)																																																																																																									
外国語サポートデスク (区役所、交流協会)	相談員対応： 英語＝月曜日午後、火曜日午前、木曜日午後、金曜日午前 中国語＝月曜日午前、火曜日午後、木曜日午前、第1・3・5金曜日午後 ネパール語＝水曜日午後 ※午前＝9時～12時、午後＝13時～16時 韓国語、フランス語、ベトナム語＝予約相談  <相談実績> <table border="1" data-bbox="480 943 1414 1626"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>実施回数</th> <th>サポートデスク (人)</th> <th>事務局 (人)</th> <th colspan="2">合計 (人) (件数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4</td><td>35</td><td>67</td><td>34</td><td>101</td><td>102</td></tr> <tr><td>5</td><td>34</td><td>59</td><td>44</td><td>103</td><td>112</td></tr> <tr><td>6</td><td>35</td><td>73</td><td>37</td><td>110</td><td>134</td></tr> <tr><td>7</td><td>37</td><td>79</td><td>38</td><td>117</td><td>131</td></tr> <tr><td>8</td><td>34</td><td>85</td><td>17</td><td>102</td><td>121</td></tr> <tr><td>9</td><td>34</td><td>86</td><td>34</td><td>120</td><td>135</td></tr> <tr><td>10</td><td>37</td><td>88</td><td>31</td><td>119</td><td>129</td></tr> <tr><td>11</td><td>30</td><td>81</td><td>23</td><td>104</td><td>114</td></tr> <tr><td>12</td><td>34</td><td>75</td><td>32</td><td>107</td><td>122</td></tr> <tr><td>1</td><td>31</td><td>78</td><td>31</td><td>109</td><td>124</td></tr> <tr><td>2</td><td>31</td><td>85</td><td>31</td><td>116</td><td>127</td></tr> <tr><td>3</td><td>36</td><td>81</td><td>20</td><td>101</td><td>115</td></tr> <tr><td>合計</td><td>408</td><td>937</td><td>372</td><td>1,309</td><td>1,466</td></tr> <tr><td>前年度 (R6)</td><td></td><td>204</td><td>315</td><td>519</td><td>604</td></tr> </tbody> </table> ※R7年度より区政相談課が実施していた外国人相談窓口事業を統合したため件数が大きく伸びている。  予約相談（上記件数に含む） <table border="1" data-bbox="469 1789 978 2002"> <thead> <tr> <th>言語</th> <th>実施回数</th> <th>実施月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>韓国語</td><td>3</td><td>8・1・2月</td></tr> <tr><td>フランス語</td><td>1</td><td>5月</td></tr> <tr><td>ベトナム語</td><td>2</td><td>9・1月</td></tr> <tr><td>合計</td><td>6</td><td></td></tr> </tbody> </table>	月	実施回数	サポートデスク (人)	事務局 (人)	合計 (人) (件数)		4	35	67	34	101	102	5	34	59	44	103	112	6	35	73	37	110	134	7	37	79	38	117	131	8	34	85	17	102	121	9	34	86	34	120	135	10	37	88	31	119	129	11	30	81	23	104	114	12	34	75	32	107	122	1	31	78	31	109	124	2	31	85	31	116	127	3	36	81	20	101	115	合計	408	937	372	1,309	1,466	前年度 (R6)		204	315	519	604	言語	実施回数	実施月	韓国語	3	8・1・2月	フランス語	1	5月	ベトナム語	2	9・1月	合計	6		
月	実施回数	サポートデスク (人)	事務局 (人)	合計 (人) (件数)																																																																																																							
4	35	67	34	101	102																																																																																																						
5	34	59	44	103	112																																																																																																						
6	35	73	37	110	134																																																																																																						
7	37	79	38	117	131																																																																																																						
8	34	85	17	102	121																																																																																																						
9	34	86	34	120	135																																																																																																						
10	37	88	31	119	129																																																																																																						
11	30	81	23	104	114																																																																																																						
12	34	75	32	107	122																																																																																																						
1	31	78	31	109	124																																																																																																						
2	31	85	31	116	127																																																																																																						
3	36	81	20	101	115																																																																																																						
合計	408	937	372	1,309	1,466																																																																																																						
前年度 (R6)		204	315	519	604																																																																																																						
言語	実施回数	実施月																																																																																																									
韓国語	3	8・1・2月																																																																																																									
フランス語	1	5月																																																																																																									
ベトナム語	2	9・1月																																																																																																									
合計	6																																																																																																										

<p>外国人のための無料専門家相談会 2月7日(土) (区役所第3・4委員会室)</p>	<p>在住外国人が生活の中で抱える問題について、弁護士、行政書士、税理士、社会保険労務士などの専門家に、無料で、通訳を介して相談することができる相談会を、東京外国人支援ネットワークの一員として開催した。 ▶相談者 21人、専門家 10人、通訳ボランティア(5言語) 9人、スタッフ 6人 ▶相談者の国籍：13か国 ▶内容別件数 29件 ※事前予約制で実施</p>	
<p>日本語教室 (杉並区交流協会)</p>	<p>3つのボランティアグループが協会の会議室で日本語教室を実施 ▶LTC友の会(火曜日午前・午後、木曜日午前・午後) ▶ALLグループ(金曜日午前) ▶日本語交流クラブ(水曜日午前)</p>	
<p>語学ボランティアの登録・運営</p>	<p>杉並版ボランティア登録数 2,201人(令和8年3月31日現在) うち語学ボランティアの登録数 1,502人(イベント等との重複登録可)</p>	
<p>通訳・翻訳・講師派遣</p>	<p>派遣実績(通訳/翻訳/講師派遣) 204人(前年度 189人) ▶通訳 51件 52人(前年度 56件 69人) (内訳：ネパール語 25人、中国語 17人、インドネシア語 5人、英語 2人、ミャンマー語 1人、タガログ語 1人、ベトナム語 1人) ▶翻訳 14件 48人(前年度 11件 25人) (内訳：中国語 10人、英語 9人、ネパール語 10人、ベトナム語 9人、韓国語 8人、タガログ語 2人) ▶講師 22件 104人(前年度 27件 95人)</p>	
<p>やさしい日本語講座 ① 6月4日(水) (高千穂大学) ② 8月16日(土) (社会福祉協議会)</p>	<p>区内の大学や団体を対象に、わかりやすい「やさしい日本語」を学ぶ講座を開催した。講師による「やさしい日本語」講義のほか、実際に外国人ボランティアの方と実践練習を行う体験型講座を行った。 ① 26人、外国人ボランティア 5人(内訳：中国、カナダ、オランダ、フィリピン、ネパール) ② 17人、外国人ボランティア 5人(内訳：中国、カナダ、オランダ、ニュージーランド、ネパール) ※区職員向けは文化・交流課が実施、区民向けは地域大学が実施</p>	<p>計 43人 (外国人 10人)</p>
<p>日本語教育推進事業 (区役所第9会議室 産業商工会館 済美教育センターほか)</p>	<p>① 子ども日本語学習支援ボランティア養成講座 日本語教師や地域日本語教育コーディネーターと共に、外国にルーツを持つ子どもの日本語学習を支援するボランティアを養成する講座を、11月10日から12月22日にかけて実施した。(全6回) 【応募状況】 60人 【受講】 20人(修了者 20人) ② 子ども日本語教室の開催 ▶日本語講師が中心となり教室を運営し、ボランティアが一对一を基本に子どもの日本語学習をサポートしている。 【日時】 4月9日から3月23日まで 1. 小学生教室：毎週月・水曜日午後4時15分～5時50分 2. 中学生教室：毎週火・木曜日午後4時30分～6時 【受講者数】 1. 小学生教室：31人(3月末) 2. 中学生教室：37人(3月末) 夏季補講(夏休みの宿題確認など) 7・8月に計3回実施 ③ 子ども日本語教室体験学習及び季節の行事等 ・とうもろこし収穫体験(協力 忍野村) 7月30日(水) ・ボランティア企画 お正月遊び体験 1月19日(月)、21日(水) ・日本語スピーチ大会での教室紹介・自国文化発表 3月14日(土)</p>	<p>① 20人 ② 68人 ③ 85人 ・とうもろこし収穫体験：47人 (子ども 28)</p>

	<p>▶保護者の交流会：第1・3水曜日に開催し、心配ごと、困りごとに対応している。</p> <p>▶「日本の学校制度について説明会」：3月18日（水）、小学生教室の保護者を対象に開催した。</p> <p>講師：済美教育センター 統括指導主事</p> <p>参加者：合計19人</p> <p>通訳：3人（英語、中国語、ネパール語）</p>	<p>人、スタッフ 19人)</p> <p>・お正月遊び 体験：31人 (1/19…16人 1/21…15人)</p> <p>・日本語スピー ーチ大会：7人</p>
<p>はじめての日本語教室</p> <p>※新規事業</p>	<p>日本に入国して間もないなど日本語ができない在住外国人に対して行う日本語教室。4か月程度のコースを修了することで、日常生活に必要な最低限度の日本語の修得を目指す教室を実施。</p> <p>日本語習得のほか、内容に防災やごみの出し方など杉並で暮らすための講義を含めた。10月開講、週2回（月・金曜日）協会会議室</p> <p>毎週月・水曜日、午後1時30分から3時まで（90分授業）</p> <p>全24回 11月5日（水）～2月25日（水）まで・実施場所：協会会議室</p> <p>10月27日（月）オリエンテーション</p> <p>11月5日（水）スタート、全24回実施</p> <p>第1期13人（①アイルランド、②アメリカ、③オーストラリア、④キプロス共和国、⑤ニュージーランド、⑥ネパール、⑦中国5人、⑧台湾2人</p>	

## 2 国内外の自治体交流の促進に関する事業

事業名	概要・成果	参加者
東京高円寺阿波おどりを通じた交流事業	① 交流自治体等への阿波おどり訪問団の派遣 ▶名寄市：6月14日(土)～16日(月) (31人) ▶南伊豆町10月18日(土)～19日(日) (31人) ▶南相馬市：11月2日(日)～3日(月・祝) (31人) ▶青梅市：3月8日(日) (31人) ▶東吾妻町は中止 ② 東京高円寺阿波おどり参加交流自治体の受入 ▶8月23日(土) 東京高円寺阿波おどり団受入	①124人  ②236人
国内交流自治体との交流推進事業	五感で感じる交流自治体 北塩原村 5月21日(水) 杉並で春に雪遊び…35人 小千谷市 10月19日(日) 小千谷市の新米を羽釜で炊いて食べよう！…18人 東吾妻町 11月30日(日) 交流自治体へ行ってみよう！～東吾妻町編～…13人 名寄市・小千谷市 12月5日(金) 名寄市×小千谷市合同企画 高円寺マシタでおいしいもの市…100人 青梅市 1月12日(月) 交流自治体へ行ってみよう！～青梅市区民ツアー～…19人 小笠原村 2月12日(木) 小笠原アカデミー…38人	計 223人
交流自治体中学生親善野球大会におけるホームビジット	12月26日(金)～29日(月)に台湾にて開催された交流自治体中学生親善野球大会で訪台する杉並区の中学生を対象として、台湾の文化や歴史に関する学習会を開催(11/2) ※台湾側が訪日する年はホームビジットを実施、日本側が訪台する年は学習会等の側面支援を実施	—
台湾との文化・芸術交流事業	4月東京高円寺阿波おどり台湾公演を実施。 踊り手100人、関係者16人、 現地観覧者63,000人(現地主催者発表)	3都市4公演 ワークショップ1回

### 3 多文化共生社会の相互理解の向上に関する事業

事業名（会場）	概要・成果	参加者
外国人による 日本語スピーチ大会 3月14日(土) (区役所第4会議室)	在住外国人が日本での生活体験や自国との文化の違いなどを日本語で発表した。 ▶発表者 10人 ▶発表者の国・地域：中国、ネパール、アメリカ、フィリピン、カザフスタン、オランダ、韓国、台湾、ベトナム、ミャンマー	120人
まるごと台湾フェア (桃井原っぱ公園) 11月8日(土) 11月9日(日)	中学生の野球交流や阿波おどり台湾公演など、杉並区が交流を重ねる台湾について、その魅力を講演や展示を通し、広く区民等へ紹介した。 ・オープニングセレモニー 10時～10時15分 台北駐日経済文化代表処 蔡 明耀副代表に出席、挨拶いただいた。 ・ワークショップ（事前予約制／抽選）定員各10人 1. 「台湾茶飲みくらべ」 参加費：700円 講師：林 太一 参加者 8日 ①午前10時～11時 9人 ②午後1時～2時 13人 9日 ①午前10時～11時 11人 ②午後1時～2時 13人 2. 「花文字」 参加費：1,200円 講師：陽子 参加者 8日 ①午前10時～11時30分 10人 ②午後1時～2時30分 10人 9日 ①午前10時～11時30分 10人 ②午後1時～2時30分 4人 ・台湾グルメ・特産品の販売 ・夜市遊び 参加費：100円 313人 ・その他 観光案内、台湾式マッサージ、スタンプラリーなど	1,000人

#### 4 その他交流協会の目的を達成するために必要な事業

事業名	概要・成果
協会報等の発行	機関紙（交流ニュース）の発行 ▶発行時期：4月・7月・10月・1月 ▶発行部数：各月4,000部 ▶配布先：会員・区施設・区広報スタンド・交流自治体・JR・私鉄各駅・その他関係団体 ニュースレターの発行 ▶発行時期：5月・6月・8月・9月・11月・12月・2月・3月 ▶発行部数：各月1,300部 ▶配布先：会員・関係者（レターフレンド）・区施設・関係機関 LINE 配信 登録者数 345人（令和8年3月31日現在）←254人（令和7年3月31日現在）
協会ホームページ等の運営	ホームページ ▶アクセス数：平均95,404件/月（前年度：平均90,489件/月） Facebook ▶ページフォロワー数：2,317人（前年度：2,288人） ▶投稿回数：15件（前年度：30件）
会員制度の運営	各種会員数 ▶賛助会員（個人）：104人（前年度：134人） ▶賛助会員（法人）：2団体（前年度：2団体）
サポート委員 （区民事業ボランティア）	広報担当5人 事業担当9人（広報兼任2人含む）
コミュかるショップの運営	フェアの開催 4月 なみすけフェア 5月 忍野フェア プチアスパラフェア 8月 サマーフェア 地球の歩き方・杉並（発売イベント） 10月 なみすけフェア 12月 名寄おもちフェア 2月 小学生名寄自然体験交流事業学習成果発表会（出張販売の商品手配） 小笠原フェア

## 5 事業の成果（総評）

### 1 在住外国人の支援に関する事業

#### (1) 外国語サポートデスク

令和7年度の在住外国人数は、一年間でおおよそ2,500人の増加となり3,000人増加した昨年度に比べると鈍化がみられる。一方で、総数としては25,000人を超え、過去最高となっており、これに伴い外国人に関する各種相談の件数も増加している。相談の内容は、家庭環境や発達障害に関するものなど機微な内容が含まれるようになってきた。こうした現状に対応するため、これまで杉並区交流協会と区政相談課が別々に実施していた外国語相談窓口を一本化し、「杉並区外国語サポートデスク」として、令和7年4月より再スタートし、ネパール語の相談を隔週から週一回に拡充したほか、予約による相談を韓国語、フランス語、ベトナム語で対応することとした。更に、サポートデスク相談員を対象とした専門家による研修（年金制度、在留外国人の近況、個人情報の管理と保護）を実施するなど、相談の充実に努めている。

#### (2) 外国人のための無料専門家相談会

区役所を会場に実施した専門家相談会では、想定していた予約枠が埋まるほどの相談依頼があった中で、これまでの生活に密着した相談内容に加え、国の出入国在留管理制度の変更に伴う在留資格関連の相談が増加した。また、昨年度に引き続き、心理職によるメンタルヘルスに関する相談も行った。

#### (3) 外国人のための知識と体験セミナー

杉並消防署・防災課との共催で防災体験セミナーを2回開催した。地震や火事だけでなく、頻発する大雨（局地的大雨）への対応など、地域で暮らす外国人にとって理解の深まる内容とした。

#### (4) 外国人の日本語教室の運営

子ども日本語教室は、参加を希望する児童・生徒が年々増加しているため、通常は週2回通えるところを、レベルに応じて週1回にするなど、多くの児童・生徒を受け入れるための調整を行った。また、11月には、文化・交流課と共催で初級者向けの大人の日本語教室を開設し、在住外国人の日本語教室の拡充を図った。

こうした取り組みに対しては、東京都から「杉並区の外国人の日本語教育運営は、区の多文化共生基本方針に基づき、地域日本語教育コーディネーター、区、協会が連携し、着実に体制づくりを進めている点、青年会議所や教育委員会、地域日本語学習支援者とも連携が図られ、地域のグランドデザインを持って取組を推進している点において、他地域のモデルとなる事例として評価できる」との講評を受けた。

### 2 国内外の自治体交流の促進に関する事業

#### (1) 阿波おどり団の派遣

名寄市、南伊豆町、青梅市へのおどり団派遣を実施。また、福島県南相馬市で開催される秋のお祭り「あきいち」への阿波おどり団派遣を行い、阿波おどりを通じた市民交流を図った。

#### (2) 国内交流自治体との交流推進事業

特別区区長会の助成金を活用して交流自治体の文化体験を行う「五感で感じる交流自治体」を実施した。7年度は、区立郷土博物館や、JR高円寺駅に付随する広場「高円寺マシタ」など、これまで取組を行ってこなかった場所で事業を実施したことで、新たな層の区民に交流自治体の魅力を紹介できた。

### 3 多文化共生社会の相互理解の向上に関する事業

#### (1) 外国人による日本語スピーチ大会

発表者10人の募集に対し、倍以上の応募があった。今年度の応募者の特徴は、多国籍かつ若者の応募が多く、大会においても10代の発表者の活躍が目立った。

#### (2) まるごと台湾フェア

11月にすぎなみフェスタと共同で開催したが、天候不順のため昨年度より大幅に参加者が少ない結果となった。今後の実施については、雨天時の対策を充実させる必要がある点や単独開催に戻すことも視野に入れるなどの課題を感じた。

### 4 その他の事業

コミュかるショップの運営では、なみすけフェアをはじめ、国内交流自治体である忍野村、名寄市、南相馬市等を紹介するフェアを開催した。また、8月に出版された「地球の歩き方すぎなみ」の発売に合わせて、購入者へのプレゼント企画を実施するなど、累計で100冊以上を売り上げた。

\*\*\*\*\*

以上のとおりであるが、令和7年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」は存在しないので作成しない。



令和7年度

## 評議会・理事会開催状況

- 一般財団法人杉並区交流協会評議員名簿
- 一般財団法人杉並区交流協会評議員会開催状況
- 一般財団法人杉並区交流協会役員等名簿
- 一般財団法人杉並区交流協会理事会開催状況



# 令和7年度 一般財団法人杉並区交流協会評議員名簿

令和8年3月31日現在

	氏名	所属
評議員	日沼 禎子	女子美術大学
評議員	富澤 武幸	東京高円寺阿波おどり振興協会
評議員	嶋田 和子	一般社団法人 アクラス日本語教育研究所
評議員	本郷 辰博	東京都行政書士会杉並支部
評議員	阿出川 潔	杉並区

## 令和7年度 評議員開催状況

第一回 令和7年4月25日		
議案第1号	議事録署名人の選出について	原案承認
議案第2号	令和6年度一般財団法人杉並区交流協会収支決算について	原案承認
報告	令和6年度一般財団法人杉並区交流協会事業報告について	報告了承
報告	令和7年度一般財団法人杉並区交流協会事業計画について	報告了承

令和7年度 一般財団法人杉並区交流協会役員等名簿

令和8年3月31日現在

	氏名	所属
理事長	井上 泰孝	杉並産業協会
副理事長	小竹 良夫	東京杉並ロータリークラブ
常務理事 (兼務事務局長)	幸内 正治	杉並区交流協会
理事	西野 裕代	杉並ユネスコ協会
理事	吉田 洋之	東京杉並ライオンズクラブ
理事	中島 安次	杉並区商店会連合会
理事	渡邊 蓮	東京青年会議所杉並区委員会
理事	山形 美保子	LTC 友の会
理事	渡邊 淳之介	杉並区
監事	十川 稔	東京税理士会杉並支部
監事	喜多川 和美	杉並区

## 令和7年度 理事会開催状況

第一回 令和7年4月25日		
議案第1号	役員を選任について	原案承認
報告	令和6年度一般財団法人杉並区交流協会収支決算について	報告了承
報告	令和6年度一般財団法人杉並区交流協会事業報告について	報告了承
第二回 令和7年12月3日		
報告	令和7年度事業報告（令和7年4月1日から令和7年10月31日）について	報告了承
報告	令和7年度上半期中間監査の結果について	報告了承
第三回 令和8年3月25日		
議案第1号	評議員会の招集について	原案承認
議案第2号	令和8年度杉並区交流協会事業計画（案）について	原案承認
議案第3号	令和8年度杉並区交流協会収支予算（案）について	原案承認
報告	多文化共生拠点（キッズサロン）の設置について	報告了承

令和7年度

# 決算書

貸借対照

正味財産増減計算書

財務諸表に対する注記

財産目録



## 貸 借 対 照 表

令和8年3月31日現在

一般財団法人 杉並区交流協会

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	21,936,453	26,302,441	△ 4,365,988
売掛金	58,070	256,676	△ 198,606
有価証券	41,500	31,500	10,000
商品	194,535	264,877	△ 70,342
貯蔵品	7,352	8,892	△ 1,540
前渡金	6,573,600	0	6,573,600
未収金	1,133,735	290,862	842,873
流動資産合計	29,945,245	27,155,248	2,789,997
2. 固定資産			
(1) 基本財産	3,000,000	3,000,000	0
(2) その他固定資産	929,000	0	929,000
固定資産合計	3,929,000	3,000,000	929,000
資産合計	33,874,245	30,155,248	3,718,997
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	6,072,932	14,373,637	△ 8,300,705
前受金	0	300,000	△ 300,000
預り金	4,271,816	2,204,010	2,067,806
仮受金	3,448,388	3,619,516	△ 171,128
流動負債合計	13,793,136	20,497,163	△ 6,704,027
負債合計	13,793,136	20,497,163	△ 6,704,027
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
指定正味財産	3,000,000	3,000,000	0
2. 一般正味財産			
一般正味財産	17,081,109	6,658,085	10,423,024
正味財産合計	20,081,109	9,658,085	10,423,024
負債及び正味財産合計	33,874,245	30,155,248	3,718,997

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

一般財団法人 杉並区交流協会

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用収益	3,176	51	3,125
受取会費	122,000	159,000	△ 37,000
受取寄付	94,500	61,000	33,500
事業収益	9,225,286	10,417,149	△ 1,191,863
受取補助金等	90,157,749	67,162,548	22,995,201
その他収益	109,568	21,957	87,611
受取利息	105,037	21,957	83,080
雑収入	4,531	0	4,531
経常収益計	99,712,279	77,821,705	21,890,574
(2) 経常費用			
事業費	38,071,589	26,708,823	11,362,766
管理費	50,587,336	48,398,498	2,188,838
雑損失	15,730	460	15,270
経常費用計	88,674,655	75,107,781	13,566,874
当期経常増減額	11,037,624	2,713,924	8,323,700
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	11,037,624	2,713,924	8,323,700
法人税・住民税及び事業税	614,600	338,100	276,500
当期一般正味財産増減額	10,423,024	2,375,824	8,047,200
一般正味財産期首残高	6,658,085	4,282,261	2,375,824
一般正味財産期末残高	17,081,109	6,658,085	10,423,024
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	3,000,000	3,000,000	0
指定正味財産期末残高	3,000,000	3,000,000	0
III 正味財産期末残高	20,081,109	9,658,085	10,423,024

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却について  
減価償却の対象となる固定資産はない。
- (2) 引当金の計上基準  
引当金は計上していない。

### 2. コミュかるショップの期末棚卸額は 194,535円である。

### 3. 仮受金について

ウクライナ緊急支援寄附金については仮受金とし  
内訳は下表のとおりである。

#### ウクライナ緊急支援寄附金

	寄附金累計	支給額累計	寄附金残高
期首	6,216,755	2,597,239	3,619,516
期末	6,599,885	3,151,497	3,448,388

※支給額累計に振込手数料等諸費用3,810円を含む

### 4. 貯蔵品について

貯蔵品は 切手 5,352円  
収入印紙 2,000円  
合計 7,352円

である。

# 財 産 目 録

令和8年3月31日現在

一般財団法人 杉並区交流協会

(単位:円)

科 目	金 額	
<b>I 資産の部</b>		
<b>1 流動資産</b>		
現金預金	21,936,453	
小口現金(コミュかるショップ)	150,000	
普通預金(みずほ・一般1)	5,685,671	
普通預金(みずほ・一般2)	6,667,723	
普通預金(みずほ・コミュかる)	5,683,796	
普通預金(西武信金・コミュかる)	440	
楽天銀行	120,935	
ゆうちょ総合	3,448,388	
郵便振替	179,500	
売掛金	58,070	
有価証券(なみすけ商品券)	41,500	
商品	194,535	
貯蔵品	7,352	
前渡金	6,573,600	
未収金(販売手数料)	1,133,735	
流動資産合計		29,945,245
<b>2 固定資産</b>		
基本財産	3,000,000	
その他固定資産	929,000	
固定資産合計		3,929,000
資産合計		33,874,245
<b>II 負債の部</b>		
<b>1 流動負債</b>		
未払金(区への返還金)	1,146,251	
未払金(その他)	4,926,681	
預り金(雇用保険料)	21,707	
預り金(所得税)	18,443	
預り金(住民税)	69,000	
預り金(受託販売)	4,132,666	
預り金(チケット代)	30,000	
仮受金(ウクライナ緊急支援寄附金)	3,448,388	
流動負債合計		13,793,136
負債合計		13,793,136
<b>III 正味財産の部</b>		
指定正味財産	3,000,000	
一般正味財産	17,081,109	
正味財産合計		20,081,109
負債及び正味財産合計		33,874,245

令和7年度

決算監査報告書



令和8年4月14日

令和7年度一般財団法人杉並区交流協会

決算監査報告書

一般財団法人杉並区交流協会  
理事長 井上 泰孝 様

一般財団法人杉並区交流協会監事

十川 稔

一般財団法人杉並区交流協会監事

喜多川 和美

一般財団法人杉並区交流協会定款第9条に基づき、理事長から監査に付された令和7年度一般財団法人杉並区交流協会の決算監査の結果を下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査の対象

(1) 令和7年度一般財団法人杉並区交流協会決算

- ①事業報告書及び成果報告書
- ②事業報告の附属明細書
- ③貸借対照表
- ④損益計算書（正味財産増減計算書）
- ⑤貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(2) その他の証書及び帳票類

2. 監査の日時及び場所

(1) 実施日時 令和8年4月14日

(2) 実施場所 一般財団法人杉並区交流協会 事務室

3. 監査の結果

貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）は、会計帳簿の記載金額と一致し、一般財団法人杉並区交流協会の収支及び財産状況を正確に示しており、かつ、事業報告書及び成果報告書から、その業務運営も一般財団法人杉並区交流協会の定款に基づき適正に執行されていることを確認した。



一般財団法人杉並区交流協会

定 款



# 一般財団法人杉並区交流協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人杉並区交流協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、人と人とのつながり、地域と地域の交流を育くむことを通じて、多文化共生社会の創造と地方創生に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 在住外国人の支援に関する事業
- (2) 国内外の自治体交流の促進に関する事業
- (3) 多文化共生社会の相互理解の向上に関する事業
- (4) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

### 第3章 資産及び会計

(財産の抛出及びその価額)

第5条 当法人の設立に際して設立者が抛出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者 杉並区 区長 田中 良

抛出する財産及びその価額 現金 金300万円

(基本財産)

第6条 当法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、前条に定めた財産は、当法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。また、その結果については、理事会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

## 第4章 評議員

(評議員)

第10条 当法人に、評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員は、当法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時

評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が60,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

## 第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項に限り決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、副理事長が招集する。

3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 評議員会の議長は、評議員会の議事を主宰する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数を

もって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第6章 役員

(役員)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上12名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項で選定された代表理事を理事長とし、業務執行理事を常務理事とする。

4 理事のうち1名を副理事長とする。

5 監事は、当法人の評議員、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人の職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、  
常務理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の  
状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状  
況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。この場合の支

給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

(顧問)

第29条 当法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、1名以上3名以内とする。

3 顧問は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

4 顧問は、必要に応じ、理事長の諮問に応え、理事長に対し、又は理事会から諮問された事項について意見を述べることができる。

5 顧問は、無報酬とする。

6 顧問には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

## 第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

3 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 前条第2項の場合には、理事会の議長は副理事長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散等

### (定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することによって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

### (解散)

第38条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

### (残余財産の帰属)

第39条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、東京都杉並区に贈与するものとする。

### (剰余金の不分配)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第41条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 事務局

(設置等)

第42条 当法人はその事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 補則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年3月31日までとする。

2 当法人の設立者の名称及び住所は、次のとおりである。

設立者 杉並区 区長 田中 良

住所 東京都杉並区阿佐谷南1丁目15番1号

3 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 富澤 武幸

設立時評議員 徳嵩 淳一

設立時評議員 日沼 禎子

4 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	井上 泰孝
設立時理事	板倉 徳江
設立時理事	岡本 勝実
設立時理事	幸内 正治
設立時理事	野村 浩司
設立時理事	小竹 良夫
設立時理事	川名 海男
設立時理事	奥 優
設立時理事	八方 淑夫
設立時理事	ホリー ペトル (HOLY PETR)
設立時代表理事	井上 泰孝
設立時監事	奥田 よし子
設立時監事	森 雅之

5 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般財団法人杉並区交流協会の設立のため、設立者の定款作成代理人である行政書士 中村正信は、本定款を作成し、これに記名押印する。

令和3年1月14日

設立者 杉並区

区長 田中 良

上記設立者の定款作成代理人

東京都杉並区高円寺南2丁目53番4号

アークビル高円寺301号室

行政書士 中村 正信

令和8年度  
事業計画書  
予 算 書

自 令和8（2026）年4月1日  
至 令和9（2027）年3月31日

一般財団法人 杉並区交流協会

## 目 次

令和 8 年度 事業計画書 . . . . . 1

令和 8 年度 予算書 . . . . . 7

令和8年度  
事業計画書

自 令和8（2026）年4月1日  
至 令和9（2027）年3月31日

一般財団法人 杉並区交流協会



# 令和8年度 事業計画書

令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日

## 1 在住外国人の支援に関する事業

杉並区内に住む外国人の方々が安心して生活できるように、相談窓口や通訳・翻訳業務を実施するほか、交流イベントや講座・体験会を開催する。

項 目	事 業 内 容
外国語サポートデスク (区共催)	日常生活に関する悩み事や困り事などの相談、情報提供を通して在住外国人の暮らしを支援する。区役所の相談窓口で、協会の相談員により実施する。 ➡英語＝月・木曜日午後、火・金曜日午前 ➡中国語＝月・木曜日午前、火曜日及び第1・3・5金曜日午後 ➡ネパール語＝水曜日午後 ➡韓国語、フランス語、ベトナム語は予約制 ※午前＝9時～12時、午後＝13時～16時
やさしい日本語教室 (区共催)	日本人、在住外国人が互いに「やさしい日本語(わかりやすい日本語)」を学ぶことで、お互いを理解し、地域社会への受け入れ、日常生活の向上を目指していく。交流協会は高校・大学等の若年層及び、ボランティア団体など特定の集団に対する教室を実施する。 ➡6・10・2月開催予定 ※一般区民に対してはすぎなみ地域大学が開催、区職員に対しては区文化交流課が開催
在住外国人等に向けた情報の発信 (区共催)	① 交流ニュースの発行 協会の交流事業や外国人に関わる行政情報を幅広く収集し、会員・区民・外国人・関係団体に提供する。 ◆発行時期：4・7・10・1月 ◆発行部数：各5,000部 ◆配布先：会員、レターフレンド、区施設、区広報スタンド、交流自治体、その他関係団体 ② ニュースレターの発行 協会の会員及び関係者に向け、タイムリーに協会の事業や各種情報を提供する。 ◆発行時期：5・6・8・9・11・12・2・3月 ◆配布先：LINEで配信 ③ 英字広報 ④ ホームページの運営 ⑤ SNS発信 (Facebook、LINE)
子ども日本語教室 (区共催)	外国にルーツを持つ子どもが日本社会の一員としてより早く地域に受け入れられるよう、区(文化・交流課)教育委員会(済美教育センター)と連携して、日常生活に必要な日本語を学習し、かつ居場所となる教室の運営を目指す。

	<p>➡①小学生教室 月・水曜日（週2回）10月から金曜日増設予定 場所：4月～産業商工会館（10月～多文化共生拠点）</p> <p>②中学生教室 火・木曜日（週2回） 場所：済美教育センター</p>
<p>はじめての日本語教室（区共催）</p>	<p>日本に入学して間もないなど日本語がまったくできない在住外国人に対して行う日本語教室。3か月程度のコースを修了することで、日常生活に必要な最低限度の日本語の修得を目指す。</p> <p>➡第1期4月～（24回）週2回（水・金曜日） ➡第2期9月～（24回）週2回（水・金曜日） ➡第3期12月～（24回）週2回（水・金曜日）</p> <p>内容にごみの出し方など杉並で暮らすための生活ルールの体験等を含める予定 場所：交流協会（10月～多文化共生拠点）</p>
<p>（新）多文化共生拠点事業（区共催）</p>	<p>9月に多文化共生拠点を開設し、事業を順次実施していく（実施検討事業）</p> <p>① 外国人の地域参画を目的とした事業 ② 親子交流事業 ③ 放課後自習事業 ④ 子ども日本語教室の増設 等</p>

## 2 国内外の自治体交流の促進に関する事業

杉並区の国内外交流自治体等との交流を深めるため、東京高円寺阿波おどりを通じた交流や市民交流を目的とした自治体への体験交流事業などを実施する。

項 目	事 業 内 容
東京高円寺阿波おどりを通じた交流事業 (区共催)	①交流自治体との友好親善を深め、市民交流の拡大を図るため、交流自治体の祭りや行事に東京高円寺阿波おどり訪問団を派遣する。 ➡6月：名寄市 ➡9月：東吾妻町 ➡10月：南伊豆町 ➡3月：青梅市 ②交流自治体との友好親善を深め、市民交流の拡大を図るため、東京高円寺阿波おどり大会に参加する交流自治体阿波おどり連を募り、受け入れる。 ➡8月29日(土)
中学生交流自治体等親善野球大会におけるホームビジット事業 (区共催)	杉並区を会場として10月に開催する中学生交流自治体等親善野球大会に参加する台湾チームの生徒を対象にホームビジット(交流しながら日本を学べる体験会)を実施する。
国内外交流自治体との交流事業	交流自治体と連携して料理教室等の体験事業を実施し、お互いに顔の見える関係性をつくり、地域の持つ魅力に触れ、理解し相互交流を深めることを目的とした事業。 特別区全国連携プロジェクト助成金対象事業 ➡杉並南伊豆子ども交流事業：9月 杉並忍野子ども交流事業：令和9年1月

### 3 多文化共生社会の相互理解の向上に関する事業

異なる世代・立場・国籍の人々が共生していくために、互いの文化を学び合い交流する機会を提供する。

項 目	事 業 内 容
まるごと台湾フェア	台湾の歴史や文化などを紹介し、理解を深めるとともに相互の交流を図る。映画、講演会、民芸品の展示のほか台湾物産をテントやキッチンカーにより販売する。 ➡11月にすぎなみフェスタ会場内で併催予定
国際理解講座	様々な国の歴史や文化を体験や講演を通して紹介し、理解を深めてもらう講座。 ➡区主催、協会は人的支援
日本語スピーチ大会	外国人に出身国のことや日本の生活体験などを日本語で発表してもらい、日本で暮らす外国人と区民との相互理解を図る。 ➡令和9年3月13日（土）

### 4 その他の事業

項 目	事 業 内 容
サポート委員の運営 寄附の周知	協会の運営を支える会員制度及び寄附制度の周知拡大を図っていく ➡年会費：個人（1,000円）、法人（20,000円）
外国人のための無料専門家相談会	東京都外国人支援ネットワークに参加する自治体・団体がリレー方式で開催する相談会。弁護士・行政書士・税理士などの専門家と通訳の協力を得て、年1回開催する。 ➡令和9年2月6日（土）
翻訳・通訳依頼・講師派遣	区役所各課や保育園・学校等からの依頼に応じて、通訳・翻訳者を派遣しており、それに応じる語学ボランティアの登録・運営を協会として行う。年々派遣依頼が増加しており、必要な窓口への情報提供と合わせて、ボランティアの育成に取り組む
コミュかるショップの運営	交流自治体の名産品や杉並区公式キャラクター「なみすけ」のグッズ販売を通じて、杉並区及び交流自治体などの魅力を発信していく。

令和8年度

予算書



### 令和8年度一般財団法人杉並区交流協会予算書

収入の部	令和8年度	令和7年度	前年比
		<b>117,736,000</b>	<b>90,773,000</b>
<b>1 区補助金</b>	<b>78,004,000</b>	<b>59,144,000</b>	131.9%
①管理費補助金	74,758,000	56,396,000	132.6%
②事業費補助金	3,246,000	2,748,000	118.1%
<b>2 区分担金</b>	<b>39,502,000</b>	<b>31,399,000</b>	125.8%
①区負担金(区政相談課)	3,209,000	2,658,000	120.7%
②区負担金(文化・交流課)	36,293,000	28,741,000	126.3%
<b>3 事業収入(事業参加費等)</b>	<b>40,000</b>	<b>40,000</b>	100.0%
<b>4 会費収入</b>	<b>190,000</b>	<b>190,000</b>	100.0%

支出の部	令和8年度	令和7年度	前年比
	<b>117,736,000</b>	<b>90,773,000</b>	<b>129.7%</b>
<b>1 管理費(補助金)</b>	<b>74,758,000</b>	<b>56,396,000</b>	<b>132.6%</b>
<b>2 事業費(補助金)</b>	<b>3,246,000</b>	<b>2,748,000</b>	<b>118.1%</b>
2-① 国内外の自治体交流の推進	280,000	323,000	86.7%
2-② 多文化共生社会の相互理解の向上	2,364,000	1,935,000	122.2%
2-③ その他の事業	602,000	490,000	122.9%
<b>3 分担金</b>	<b>39,502,000</b>	<b>31,399,000</b>	<b>125.8%</b>
3-① 外国人支援事業①(実計：区政相談課)	3,209,000	2,658,000	120.7%
3-② 外国人支援事業②(実計)	2,914,000	2,898,000	100.6%
3-③ 多文化共生拠点事業(実計)※整備費含む	19,687,000	7,302,000	269.6%
3-④ はじめての日本語教室(実計)	3,026,000	857,000	353.1%
3-⑤ 阿波おどり交流事業等	9,816,000	16,684,000	58.8%
3-⑥ 国内自治体交流推進事業(実計)	850,000	1,000,000	85.0%
<b>4 予備費</b>	<b>230,000</b>	<b>230,000</b>	<b>100.0%</b>

#### 【参考】令和8年度 コミュかるショップの運営

収入の部(コミュかるショップ)	令和8年度	令和7年度	前年比
		<b>7,800,000</b>	<b>7,800,000</b>
<b>1 収入(商品の売上)</b>	<b>7,800,000</b>	<b>7,800,000</b>	

支出の部(コミュかるショップ)	令和8年度	令和7年度	前年比
	<b>7,800,000</b>	<b>7,800,000</b>	<b>100.0%</b>
<b>1 支出(商品の支払い)</b>	<b>7,800,000</b>	<b>7,800,000</b>	